歴史的風致形成に資する建造物等の保全・活用方策に関する研究

Reserch for Conservation and Utilization of Buildings Contributing Historical Landscape

(研究期間 平成 20~23 年度)

環境研究部 緑化生態研究室 Environment Department Landscape and Ecology Division 室 長 Head 主任研究官 Senior Researcher 研究官 Researcher 松江 正彦 Masahiko MATSUE 小栗ひとみ Hitomi OGURI 阿部 貴弘 Takahiro ABE

Act on Maintenance and Improvement of Traditional Scenery in Certain Districts was promulgated in May, 2008. This study is aimed for provision of information to promote maintenance and improvement of traditional scenery for a local government. We examine measures for the appropriate maintenance and utilization of buildings and effective utilization of the system.

[研究目的及び経緯]

平成 20 年 5 月に「地域における歴史的風致の維持 及び向上に関する法律」(以下「歴史まちづくり法」と いう)が成立し、まちづくり行政と文化財行政が連携 した歴史的風致の維持向上が推進されることとなった。 平成 22 年 2 月現在、全国 15 都市が歴史的風致維持向 上計画の認定を受け、地域の歴史・文化を活かしたま ちづくりに取組んでいる。歴史まちづくりの推進にあ たっては、地域特性を踏まえながら、歴史的風致を形 成する主要な要素である建造物等を適切に保全・活 用・復元することが重要であるが、多くの自治体では、 これまで歴史や文化に着目したまちづくりの実践経験 が少なく、そのため建造物等の保全・活用・復元等に 関する専門的な技術や知識を持った職員を配置してい ない状況にある。また、建造物等の条件に応じた保全・ 活用・復元等の手法やプロセス、制度の活用方法等に 関する十分な情報も提示されていない状況にある。

そこで本調査は、全国において歴史まちづくりを推 進するため、地域の歴史や立地条件等の地域特性に応 じて、歴史的風致形成に資する建造物等を類型・整理 するとともに、具体的な保全・活用・復元等の手法や プロセス、さらにその実施にあたっての留意事項等に ついて検討するものである。

[研究内容]

平成21年12月現在までに認定を受けた12都市(金 沢市、高山市、彦根市、萩市、亀山市、犬山市、下諏 訪町、佐川町、山鹿市、桜川市、津山市、京都市)を

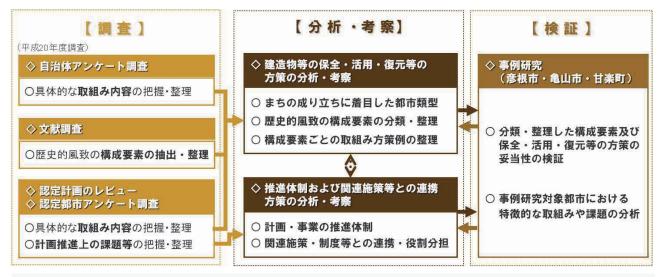


図-1 研究の流れ

対象として、歴史的風致維持向上計画のレビューおよ びアンケート調査を実施し、計画認定の効果や計画推 進・事業実施における課題等を把握した。また、20年 度に実施した自治体アンケートの対象 25都市、前述 の認定都市 12都市、および国の重要文化財や重要伝 統的建造物群保存地区を有する1都市のデータから、 歴史的風致を構成する主な要素(建造物等)を地域特 性に応じて分類・整理するとともに、構成要素ごとの 具体的な保全・活用・復元等の方策について分析を行 った。さらに、彦根市、亀山市、甘楽町の3都市を対 象とした事例研究を行い、分類・整理した構成要素お よび保全・活用・復元等の方策の妥当性を検証すると ともに、各都市における特徴的な取組みや課題を分析 した。研究の流れを図-1に示す。

[研究成果]

1. 建造物等の保全・活用・復元等の方策の分析

歴史的風致を構成する主な要素は、「まちの成り立 ちに着目した都市類型」と「構成要素の性格・役割」 の2軸により分類・整理を行った。このうち、都市類 型については、「城下町」「宿場町」「港町・川湊町」「在 郷町・産業都市」「寺社町」「農山漁村集落」の6類型 を基本的な枠組みとし、さらに個々の町並みの性格に 基づいた細分類(武家地、町人地等)を設けた。また、 構成要素の性格・役割については、「歴史的風致を特徴 づける象徴的な要素」「歴史的風致を演出/際立たせ る要素」「歴史的風致の基盤を形成する要素」「その他 関連要素」の つの分類を設定した。

次に、それらの構成要素ごとに、保全・活用・復元 等の方策を検討し、各要素の都市における本来の役割 と、保全・活用・復元等の基本的な方向性および具体 的な方策をまとめた。結果の一例として、城下町(町 人地)を図-2に示す。

2. 推進体制および関連施策等との連携方策の分析 1)計画・事業の推進体制

推進体制については、庁内連携、第三者機関・専 門家等との連携、関係機関との連携の観点から分析 を行った。その結果、庁内の部署間における連携体 制として、「歴史まちづくり担当部署の設置」「歴史 まちづくり担当部署の設置」「部署、担当者間の連 携」の3つが、また歴史まちづくりに関わる審議等 を行う庁外体制として、「歴史まちづくりに関わる総 合調整機関の設置」「既存の分野別の審議会等の活 用」「アドバイザーの設置」の3つが、それぞれ整理 された。各体制の概要、効果・利点および課題を表 -1、2に示す。

2) 関連施策等との連携方策

上位計画および景観・都市計画・まちづくり関連 施策との連携のあり方については、以下のように整 理された。

①上位計画との連携

総合計画等の上位計画に歴史的風致の維持向上に 関する施策を位置づけることで、歴史まちづくりの 継続性を担保するとともに、歴史まちづくりに関わ るビジョンを明確にすることができる。

②関連施策との連携

景観計画、都市計画等により、歴史的風致の維持 向上に資する規制・誘導方策等を位置づけることで、 景観形成やまちづくりの取組みと連携した歴史的風 致の維持向上を図ることができる。関連制度等との 連携においては、歴史的維持向上計画が景観計画、 都市計画等と相互に柔軟な連携・役割分担を行うこ とが重要である。このうち、都市計画に関しては、 歴史的風致維持向上計画の重点区域の周辺において、 眺望確保等を目的として規制を厳しくする一方で、 重点区域内において、建築基準法とも連携して、歴 史的風致を守るために規制を緩和(三項道路規定の 活用、防火地域・準防火地域の指定解除など)する といった役割分担を図ることが考えられる。また、 景観計画に関しては、屋外広告物法とも連携して、 歴史的風致を有する地域とその周辺を含めた総合的 な規制・誘導を図ることが考えられる。

3. 事例研究

事例研究の対象都市は、認定都市(予定を含む)の 中から、都市類型や他地域への汎用性等を考慮して 選定した。彦根市は、時代の変遷にも関わらず、築城 当時の区画から大きな改変のない、典型的な城下町構 造を有する都市であり、都市整備に関わる様々な取組 みの蓄積がある。そこで、城下町の区画や町並み等を うまく残すための整備手法を探ることをねらいとして 分析を行った。亀山市では、城下町や3つの宿場、2 つの集落とこれを結ぶ東海道の沿道という、街道を軸 とした線的な空間で重点区域を構成している。一般に、 延長の長い街道では、複数の道路管理者、多数の住民・ 事業者が存在し、調整の仕組みをどう整えるかが課題 となることから、ここでは街道・道路および沿道の町 並み整備に関わる複数主体間のデザイン調整の仕組み について分析を行った。甘楽町は、町中に張り巡らさ れた水路網や町全体に広がる石垣・石積みが特徴的な 都市である。この事例では、水路網をネットワークと して保全・継承する方策や、石垣・石積み技術を継承 するための方策について分析を行った。結果の一例と

2
-
E
~
≪城下町(町人地))
125
۷
-
10
-
*
9
は、活用・塩元等の方葉の分析・考集
都
H
200
-
11.
10
12
8
協等の保
建造物等の保
-

0



図-2 建造物等の保存・活用・復元等の方策の分析結果-城下町(町人町)の例

して、彦根市の事例からみた歴史的風致の維持向上に 効果的な取組みを表- に示す。

[成果の活用]

次年度において、歴史的風致の維持向上に資する建

造物等の保全・活用・復元等具体的な手法・プロセス 等に関する事例集を取りまとめるとともに、歴史的風 致維持向上計画の進行管理・評価の仕組みおよび手法 を構築し、歴史的風致形成の実務において活用を図る 予定である。

庁内の部署間における連 携体制	概 要	効果·利点	課 題
歴史まちづくり担当部署 の設置 な化財部局とまちづくり部局が連携 した歴史まちづくりの実践蓄積がある 都市において比較的多く見られる 体制		 事業間・施策間の調整にあたり、 高い調整力を有する 文化財部局とまちづくり部局の 日常的な情報交換が可能 	・大幅な組織再編を行う必要がある ため、体制構築に時間がかかる (議会承認が必要)
関係部署連絡調整会議 の設置	新たに歴史まちづくりに取り組む都市 において比較的多く見られる体制	・部署間の定期的な情報交換を 行える ・比較的規模の大きな案件では、 部署間の調整の場として機能 する	・会議を頻繁に開催することが難しく、 日常的な情報交換は行われにくい ・比較的規模の小さな案件についての 調整の場としては機能しにくい
部署、担当者間の連携	比較的人口規模の小さな都市にお いて多く見られる体制	・会議設置・開催等の調整・手続 が省かれ、比較的小回りのきく 対応が可能	・比較的規模の大きな案件では、別途 調整会議等を設置する必要がある ・関係部署間の情報交換が行われに くく、庁内の横断的連携や意識啓発 等にはつながりにくい

表-1	計画 •	- 事業の推進体制-	- 庁内の部署間における連携体制 –	-

歴史まちづくりに関わる 審議等を行う庁外体制	概 要	効果·利点	課題
歴史まちづくりに関わる 総合調整機関の設置	国・県・市・民間といった異なる主体 が行う、様々な公共事業、開発事業 等について、計画・設計内容の整合 やデザイン調整を一括して行う総合 調整機関を設置	・事業間・施策間の調整にあたり、 専門的見地から、分野横断的な 高い調整力を有する 一個別事業の質の確保 ー事業関連携の促進 ーデザイン調整の推進	 ・組織体制、組織の位置付け、既存の 庁外組織との役割分担、組織運営を 担う事務局の設置等、庁外体制に 関する総合的な検討が必要なため、 体制構築に時間がかかる ・技術力・調整力を備えた委員を選出 する必要がある
既存の分野別の 審議会等の活用	事業の分野や内容に合わせ、既存 の文化財保護審議会や景観審議 会、都市計画審議会等に個別に計 画・設計内容を諮る	 ・既存の組織を活用できるため、 組織設置の調整・手続きが省か れる ・専門的見地から、個別事業の質 が確保される 	・分野別・案件別に審議されるため、 総合的な歴史まちづくりの観点からの 事業間連携、デザイン調整を行うこと が難しい
アドバイザーの設置	歴史まちづくりに関する優れた見識 を有し、地域の状況をよく知る学識 経験者や専門家をアドバイザーとし て選任し、専門的な助言を受けられ るような体制を構築	・長期にわたり歴史まちづくりに関わ るアドバイザーの選出により、首尾 ー貫したアドバイスが可能になる ・個別にアドバイスを伺うため、会議 開催の調整・手続きが省かれ、 比較的小回りのきく対応が可能に なる	・偏ったアドバイスとならないよう、技術 力・調整力を備えたアドバイザーを 選出する必要がある ・アドバイザーの位置付けを明確にする ため、条例等によりアドバイザーの 権限を明示する必要がある

表-2 計画・事業の推進体制-歴史まちづくりに関わる審議等を行う庁外体制-

	表-	彦根市の事	例からみた	-歴史的風致	の維持向_	上に効果的な取組み
--	----	-------	-------	--------	-------	-----------

項目	具体的な方策
歴史的風致の維持向上に資する汎 用的な取組み	 ・良好な歴史的風致の存在するエリアを回避する交通網の構築 ・歴史的風致の中核領域の外縁における環状道路の設定 ・歴史的風致の改変を最小限に留める幹線道路の線引きと改良
歴史的風致との共存を図る まちづくりの推進方法	・旧来の街区に基づく小規模な空間単位での現代のニーズに応える都市整備
地域の履歴を活かすまちづくり	 ・歴史的風致消失を回避するための行為の制限、規制等 ・地域の生活・商業・観光等におけるニーズと歴史的風致との調整 ・規制緩和(三項道路規定の活用等)を含む町並みの維持・誘導